

- 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、
 身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物を回収すること。
- 保管** 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。
- 廃棄** 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
ビスフェノール A 型液状エポキシ樹脂	(7)-1279	25068-38-6	70～80

4. 応急処置

- 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 粉末、炭酸ガス、泡。
- 使ってはならない消火剤: 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
- 特有の消火方法: 可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。
- 消火を行うものの保護: 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
- 環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。
- 回収・中和: 土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。
- 封じ込み及び浄化の方法・機材: 扩散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。
- 二次災害の防止策: 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。
 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
 関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い: 技術的対策: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、

1 3. 廃棄上の注意

産業廃棄物（廃液と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に委託する。
乾燥し固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類：クラス 9

国連番号：3082

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：	変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)
労働安全衛生法 (令和6年4月1日施行分)：	皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質 (令和7年4月1日施行予定分)：	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 4, 4' -イソプロピリデンジフェノールと1 -クロロ -2, 3 -エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(政令番号:169)
毒物及び劇物取締法：	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRT法)：	非該当
化審法：	優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法：	第4類 引火性液体 第三石油類(非水溶性)
海洋汚染防止法：	油性混合物(施行規則第2条の2) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項
外国為替及び外国貿易法：	特定有害廃棄物輸出入規制法
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)：	(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法：	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号) 感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

1 6. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的な取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないで取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート (S D S) : J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 9)
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月 (社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカ S D S

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
環境への放出を避けすること。

対応:
火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合:多量の水と石けんで洗うこと。
汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
漏出物を回収すること。

保管
容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。

廃棄
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
脂肪族ポリアミン	登録済み	登録済み	70~80
変性脂環式ポリアミン	登録済み	登録済み	5~15
p-tert-ブチルフェノール	(3)-503	98-54-4	9.2
ベンジルアルコール	(3)-1011	100-51-6	1~10

4. 応急処置

- 目にに入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぐ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 粉末、炭酸ガス、泡。
使ってはならない消火剤: 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
特有の消火方法: 可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- 消防を行うものの保護: 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

毒物及び劇物取締法:	の2第1号、第2号別表第9)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法):	4-ターシャリーブチルフェノール(政令番号:1170) 非該当
消防法:	第2種指定化学物質(法第2条第3項、施行令第2条別表第2)
水質汚濁防止法:	4-ターシャリーブチルフェノール(管理番号:368) (9.2%)
大気汚染防止法:	第4類 引火性液体 第三石油類(非水溶性) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
海洋汚染防止法:	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
外国為替及び外国貿易法:	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法):	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
下水道法:	輸出貿易管理令別表第1の16の項
労働基準法:	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
	感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

1.6. その他の情報

注意事項: 本データは、工業的な一般的な取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないもので取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート (SDS): JIS Z 7253:2019
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月 (社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカ SDS